

補助金等評価シート

●基本情報

補助金名	特定教育・保育施設運営補助金						所管課	保育幼稚園課		
予算費目	款	民生費		項	児童福祉費		目	保育施設費	事業	特定教育・保育施設運営補助事業費
	節	負担金、補助及び交付金		細節	補助金		細々節	特定教育・保育施設運営補助金		
総合計画	基本方針	1	ともに「学び」「喜び」「成長し」未来を生きるこどもを育むまちづくり					政策分野	1	子育て
	施策	3	乳幼児期の教育・保育サービス					主な取組	1	乳幼児期の教育・保育サービスの充実
交付開始年度	平成29年度			継続年数		8 年		終了・見直し（予定）年度		令和8年度
法令・例規等	根拠法令		子ども・子育て支援交付金交付要綱							
	要綱名		木津川市民間保育所等運営費補助金交付要綱							
分 類	事業費補助（奨励事業補助）				団体等が自主的に実施する公益性の高い事業に対して補助するもの					
目 的	市民の多様な保育ニーズに対応し、幼児教育及び保育事業の充実を図る。									
内 容	民間認定こども園の運営や、各種事業（延長保育、障害児保育、バス借上げ等）や物価高騰対策に対する補助。									
補助率の設定	定額補助		補助率					上限額		各事業により異なる

ガイドライン対象	対象	対象外の理由	
----------	----	--------	--

●補助金等の状況

予算（要求）額		令和6年度		令和7年度		令和8年度（予定）	
		244, 485, 000円	前年度比	217, 645, 000円	前年度比	237, 232, 000円	前年度比
財 源	特定財源	94, 446, 000円		81, 288, 000円	86%	99, 686, 000円	123%
	一般財源	150, 039, 000円		136, 357, 000円	91%	137, 546, 000円	101%
	特定財源率（％）	39%		37%	97%	42%	113%
補助対象事業費（見込）		149, 760, 647円		163, 244, 954円	109%		
補助金額（見込）		149, 760, 647円		163, 244, 954円	109%		
補助率（％）		100%		100%	100%		
補助の実績（予定）		民間認定こども園の運営や、各種事業に対し補助を行い、幼児教育及び保育事業の充実を図った。また、食材費等物価高騰対策に対して補助を行った。		市民の多様な保育ニーズや食材費等物価高騰対策のため、保育所等を運営する法人に対して補助金を交付することにより、幼児教育及び保育事業の充実を図る。		市民の多様な保育ニーズや食材費等物価高騰対策のため、保育所等を運営する法人に対して補助金を交付することにより、幼児教育及び保育事業の充実を図る。	
※ 団 体 運 営 費 補 助 の み	交付先団体における年間予算額						
	補助金の占める割合						
	令和6年度の交付先団体における繰越金						
	補助金と繰越金の割合対比						

●成果指標・目標

成果指標			
補助金対象教育・保育施設利用率（在籍児童数/定員）			
実績・目標値	令和6年度【実績値】	令和7年度【実績値】	令和8年度【目標値】
	74%	69%	69%

●基本的な視点

検証項目		チェック	特記事項
公益性	事業の目的や内容に明確な公益性が認められるか	○	
必要性	社会経済情勢の変化や市民ニーズ等の変化に的確に対応しているか	○	
	補助事業の目的や内容について、行政が関与する必要性があるか	○	
	所期の目的を達成しているものではないか	○	
有効性	補助事業の目的に沿った成果があり、補助金に見合った効果が挙げたか	○	
	行政の直接執行や事業委託と比較し、補助金等による執行が最適な手段か	○	
	少額又は申請件数の少ない補助金等について、継続する必要性があるか	○	
妥当性	補助対象経費は、公金で補助することが妥当であるか	○	
	補助率や補助金額は社会経済情勢等や他自治体と比較し適切か	○	
公平性	必要性などが検証されることなく、同一の対象者に対し、長期間にわたり補助金等の支出をしていないか	○	
	明確な理由なく補助対象者を特定するなど、交付先に偏りがないか	○	
透明性	個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	
	補助金の概要、要綱等がホームページ等に掲載されているか	○	

●見直し基準

項目		適否	特記事項
1	ガイドラインに基づく必要事項・申請書類等が規定された補助金等交付要綱が整備されている	○	
2	補助率は補助対象経費の1/2以下である	—	保育所等を運営する法人に対し、幼児教育及び保育事業の充実を図るため、対象経費の範囲内で単価積算による定額補助としている。一部は国府補助事業
3	対象経費を明確にしており、公共性・公益性が伴わない経費は対象外としている	○	
4	前金払・概算払を行っていない、もしくは、補助金等交付要綱に基づく規定・様式により適正な支給を行っている	○	
5	交付先団体の繰越金等を含めた財務状況からみて補助は適正である（団体運営費補助のみ）	—	
6	交付先団体の事務局が適切に運営されているか（団体運営費補助のみ）	—	

●今後の方向性

方向性	☒ 現行のまま継続 ☐ 見直し継続 ☐ 廃止	
現行のまま継続とする理由 見直し内容 又は 廃止理由	保育所等を運営する法人に対し、市民の多様な保育ニーズに対応するために必要な費用を補助することが幼児教育及び保育事業の充実を図る上で必要であるため。	
見直し・廃止の時期		